

平成27年度通常総会

# 「横浜弁護士会」から 「神奈川県弁護士会」へ ～会名変更可決～

# 横浜弁護士会新聞

発行所  
横浜弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

5月25日、ロイヤルホールヨコハマ2階ウェルサイユにて当会の通常総会が開催された。議案の審議に先立ち、日弁連前副会長の水地啓子会員による日弁連会務報告、現執行部から前執行部及び前川崎支部長への感謝状贈呈が行われた。

平成27年度関東十県会夏期研究会のご案内  
日時 平成27年8月29日(土) 13時～  
場所 軽井沢プリンスホテルウエスト



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

## 第1号から第4号議案

第1号から第3号議案がなされ、いずれも多数の賛成を得て承認可決された。  
第4号議案として綱紀委員選任の件が審議され、多数の賛成を得て原案どおり可決された。

## 第5号議案

第5号議案として、集団的自衛権行使等の安全保障法制立法に反対する総会決議の件が、原案の文言を一部修正の上、上程・審議された。

## 第6号議案

第6号議案として、横浜弁護士会会則一部改正(「横浜弁護士会」を「神奈川県弁護士会」に改める)の件が上程、審議された。

竹森会長ほか今期執行部

## 会長所信表明

竹森裕子会長から、5名の副会長の紹介及び所信表明がなされた。今年度執行部の重要課題として、法曹人口問題への対応及び弁護士活動領域の拡充を挙げるとともに、増えつつある弁護士の不祥事問題への適切な対応と再発防止への取組みに力を入れていくとの決意が述べられた。

## 会務報告等

総会の議長に仁平信哉会員、副議長に前田康行会員が指名された後、佐藤正幸副会長から新入会員及び退会者の報告、岩田武司前副会長から前年度の会務報告、社工委員会ほか3つの委員会からの委員会報告が行われた。

会場に質問・意見を促したが、当初は特に発言はなく、そのまま採決に至るのかとも思われる、これまで3回の「会名変更」総会の状況からすると異例の展開になった。

しかし、やがて意見が出始め、議案提出の経緯に違和感を感じるなどの反対意見のほか、弁護士会から「横浜」の名が消えるのは寂しいが仕方がないのかもしれない、といった意見が出された後、原案を「神奈川県弁護士会」にすべきとの修正動議が出された。

その後も賛成、反対の立場からさまざまな意見が述べられた後、まず修正動議の採決の結果修正動議は否決され、その後原案は賛成多数で可決された。

熱気あふれる議場

## 山ゆり

地震が頻発している。今年に入っても、2月6日徳島県南部、17日岩手県沖、5月13日宮城県沖、22日奄美大島近海、25日埼玉県北部と震度5を超える地震がおき、30日の夜には最大震度5強を観測した地震が発生し、ここ横浜でも揺れた▼5月30日の地震発生時、私は事務所ビルに一人でいたところ、ビル全体が強く揺れ、東日本大震災のときのように感じたため、慌てて荷物をもってビルの外に出た▼しかし、外に出たところ、事務所の電気を消し忘れていたため、事務所に戻り電気を消してビルの外に出たところ、今度は携帯電話を机の上に置き忘れていたことに気付いた。そこで、やむなく事務所に戻り、携帯電話を取ってようやく帰宅したが、振り返るといきなりの大きな地震で一人だったこともあり精神的に動揺したのだらうと思う▼ニュースでは、この地震で、首都圏の高層ビルのエレベーターや鉄道がストップするなどの影響が出たとのことであった▼東日本大震災から4年経過し、地震が来ても大丈夫と安易に考えていると、いざというときにどう行動したらいいかわからない▼もう一度、防災への備えの重要性を認識した夜であった。

(田鍋 智之)



シリーズ

「いま、憲法を考える」⑦

今、歴史が作られている。将来、私たちは、この歴史に責任を持つことができるのか

私は、本シリーズのこれまでの執筆者のような活動をしていないが、このような立場にある私が執筆の依頼を引き受けたのは、最近の憲法を巡る動きに危機迫る思いがあるからである。

5月下旬現在、安全保

横須賀にて

障関連法案に関する衆院特別委員会が開かれている。テレビによる報道を見ても、そこで行われる議論は噛み合わず、本当にこの程度の議論を経るだけで、一連の法案が可決成立してしまうのか、恐ろしい感じがする。国民の間で現在の法案について必ずしも活発な議論がある訳ではないように見受けられる。生活自体に余裕がないからか。弁護士の間でも問題意識が必ずしも高くないように見える。事務所経

営、自分の生活維持で精一杯だからか。しかし、私たちは、今まさに憲法をより深く学んだ者として、更には一国民として、今何が問題になっているのかを考えるべきだと思う。スマホでニュースを見ている限りでは、問題意識は深まらない。新聞で法案の文言を確認する必要がある。新聞を2、3紙読み比べるだけでも、どのような問題点があるかが分かる。地方紙も安全保障関連法案についてきちんと論じている。神奈川県にも地方紙があり、全国紙に劣らない議論がなされている。私自身、司法試験の勉強を始めた頃、団藤先生の刑法総論と憲法の前文を読んだときの感動を覚えている。

憲法の前文は、堅い文章ではあるが、当時の日本人が戦争の惨禍を反省し平和国家の構築という高らかな理想を謳っていることが伝わり、当時の国民の平和に対する思いをひしひしと感じる。私は、この原稿を10年ぶりに訪ねた横須賀駅前のベンチに座り作成している。想像以上に巨大な護衛艦を目の前にして、これら艦船が実戦に使用されないことを願わずにはおられない。戦争が終了して70年にあたる今年、憲法の解釈が大きく変更されようとしている。5年後、10年後、50年後、私自身、今まさに新たに作られようとする歴史に責任を持つのかを考える毎日である。(会員 池田 哲也)

法律相談会の更なる活性化を

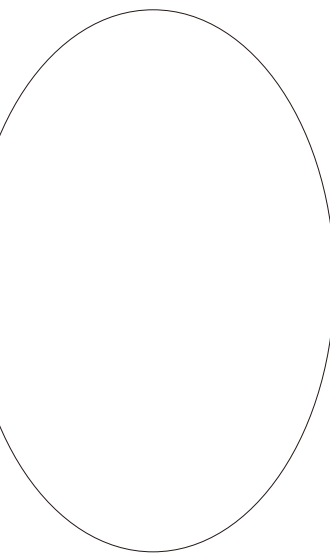
新企画 続々

法律相談センター運営委員会では、より多くの方々から法律相談を受け、法律相談会の活性化を図るため、これまでにない相談会を企画している。そのうちのひとつが「自治会町内会・商店街」を対象とする無料出張相談会である。本年度は試行

段階であるので、主に横浜市内の自治会町内会・商店街への広報活動に力を注ぐ予定であるが、横浜市内だけでも自治会町内会は平成26年4月1日現在で2881団体もある。複数の自治会町内会により構成される地区連合町内会が251団体あ

り、地区連合町内会長により構成される区連合町内会が18団体ある(横浜市各区と同じ数)。当委員会では、区連合町内会の定例会に委員を出席させ、上記出張相談会の趣旨説明・広報を行っている。このような活動を通じて、自治会町内会・商店街対象無料出張相談会を周知させていきたい。

次に、「老人ホーム・病院」に入居、入院している方々を対象とする無料出張相談会である。大きな老人ホームや病院は、それ自体が一つの社会的集団で、小さな街ともいえるような存在であ



り、そこに入居、入院している方々は世間と隔絶している場合があり、また、自己の相続などについて相談したい場合があると考えられる。そして、老人ホームや病院などの施設側と対立する問題(医療過誤など)を扱わなければ、施設側にとっても、入居している方々に対して専門家に相談してもらおうことができ、有意義なものとなる

と考えられる。当委員会では、法律相談会を活性化するための企画を企画にまとめたリ、チラシを作成し、当会のホームページにもチ

ラシや申込書を掲載したりしているが、活性化したとまではまだ言えない状況である。法律相談ができないために苦しんだり悩んだりすることがないように、法律相談会を活性化させるため、会員からの企画を随時募集し(先の老人ホーム・病院無料出張相談会も会員から寄せられた企画をもとにしたものである)、また、より良いチラシを作成できる会員の加入も望んでいる。(法律相談センター運営委員会 出張相談会チーム 古西 達夫)

横浜駅東口家庭の法律相談センター リニューアルオープン 順調な滑り出し

横浜駅に隣接する「そここう横浜店」の中にある横浜駅東口法律相談センターが、4月1日から「横浜駅東口家庭の法律相談センター」と名称を改め、

親族間の法律問題に特化した相談所となった。近年、家庭裁判所における家事事件の件数は増加しているものの、法律相談が全く利用されていない事件も多く存在するなど、従前行われていた当会の法律相談だけでは家事事件に関する法的ニーズを吸収しきれなかった。また、横浜駅東口法律相談センターの相談件数は、平成25年4月に横浜駅西口法律相談センターが開設されたことにより、減少傾向が見られていた。

そのため、家事事件に関する法律相談を活性化させるとともに、他の相談所との差別化を図るため、横浜駅東口法律相談センターを親族間の法律問題(離婚、離縁、遺言、相続、成年後見等)を広く取り扱う「横浜駅東口家庭の法律相談センター」としてリニューアルした。そして、相談料を5000円(税込)に減額し、相談時間は45分とゆとりを持たせることにより、利用者の便宜の向上を図った。

相談担当者についても名簿記載に一定の要件を設け、原則として①弁護士登録1年以上、②離婚分野と相続分野の指定研修の受講を要件とし、例外的に、①経年数弁護士登録後3年以上)と②離婚事件、相続事件の受任件数(各2件以上)によって研修の受講が免除されることにした。その他、相談時間の充実を図るために、事前に利用者に対してシートを記入してもらう制度も導入した。4月1日から同月14日まで、無料法律相談キャンペーンを行ったところ、相談件数に対する相談実施の割合(充足率)は92%と順調な滑り出しで、同月15日から同月30日までの有料法律相談についても、充足率は80・5%であり、親族間の法律問題に関するニーズの高さが窺えた。

会員の皆様には、今後も相談担当者名簿の登録にご協力をお願いすると共に、当委員会としても広報活動などに努め、横浜駅東口家庭の法律相談センターの活性化を図っていききたい。(法律相談センター運営委員会 相談事業部 向井 邦生)



# 空き家問題に関する講演会

開催

横浜市担当職員による講演

5月12日、当会会館5階にて、横浜市建築局企画課鈴木和宏課長以下4名の担当者と東京弁護士会所属佐藤康之弁護士を招いて、空き家対策に関する講演会が行われた。

3月、空家等対策の推進に関する特別措置法(特措法)の成立・施行を受け、当会と横浜市の間で連携協定が締結され、4月1日から同協定が発効している。同協定は、横浜市が行う空き家問題対策について当会が協力、連携していくこと

市内の空き家問題の現状と同市の取組みについて紹介がなされ、佐藤弁護士から特措法の内容につ

を内容としている。その一環として、横浜市の窓口等を訪れた、空き家の権利関係の整理や成年後見といった問題に悩む一般市民に対して、当会総合法律相談センターが運営する遺言・相続お悩みダイヤルと横浜駅西口法律相談センターの一般法律相談が案内されることとなった。

当日は、横浜市から同市の空き家問題の現状と同市の取組みについて紹介がなされ、佐藤弁護士から特措法の内容につ

いて講演がなされた。横浜市からは具体的な空き家の写真などが示され、佐藤弁護士からは最新のガイドラインなどの紹介がなされ、大変参考になった。会場が満員になるほどの盛況で、100名近くの会員が参加した。

空き家問題は、人口減少社会を迎える日本において、より一層深刻な問題となっていくであろうことが予想される。今回の特措法の成立も踏まえ、当会としても今後とも積極的な関与をしていくべきと考える。

(会員 池田 耕介)

横浜に赴任して半年あまり。世間の関心を集める幾つかの事件があった。その都度、容疑者を担当する弁護士に取材を申し込むのだが、ほとんど取材拒否の憂き目にあった。こちらも「なるほど。まずは信頼関係が大切」と、あ

いさつに伺えないかお願いしてみるが「マスコミに会うつもりはない」と一律に門前払い。先日はある先生から電話

口で「日本のマスコミが海外のそれと比べていかに稚拙か」というありがたい高説まで頂いた。司法担当は数年ぶりだが「相変わらずの対応だな」という印象だ。

捜査段階の報道については、「捜査情報＝確定的事実」とならないよう「疑い」などの表現を用いたり、「警察によると」など情報の出所をき

認事件については、捜査機関が余罪をほめかしても報じないことも増えた。

もう一つの取り組みとして、捜査側の情報に偏らず、

容疑者側の言い分も併せて報じる「対等報道」も重視している。特に世間の関心が高い事件は、我々が取材を過熱させることもあって、捜査機関

からの新たな情報が次々と報じられる。捜査機関の言動とが本場に正しいのか、世論を誘導しようとしていないかを検証が欠かせないが、弁護士が取材拒否だとしても一方的な情報に頼りざるを得ない。

弁護士にとって、事前の報道が必ずしも容疑者本人の利益になるのか判断できかねた

り、容疑者本人の了解が必要

な場合もあるだろう。それらの壁を乗り越えて「容疑者の本

当の声を届けることで事件が起きた背景を市民と考えたい」

「依頼者のために上手くメディアを利用してやろう」。

そう考えられる気骨のある弁護士の取材ができる日を期待している。

(NHK横浜放送局 放送部 山田 宏茂)



理事者室 だより

## ジョイン・トゥゲザー

副会長 杉本 朗

ただ、じゃあ、よほどのスーパーマンでない(会長はいざ知らず)副会長が務まらないかという、必ずしもそうでもないような気もする。勿論、日常業務への影響は物理的にも精神的にもあるけれど、弁護士として通常の仕事が出来ない程度であれば、凌げないほどではないように感じる。

そういった意味で、ぜひこれからの人々には、臆することなく理事者になってもらいたいと思う。組織の健全な発展ということからすれば、人事が停滞したり逆流したりすることは決して好ましいことではない。次から次へと人事が回転することで、弁護士の進展もあると思う。

でも明けて、副会長の立候補者が1人足りなくて再選挙になるという話を聞いて、大変だなあと他人事に思っていたある日のことだった。すでに無投票で会長に当選していた竹森さんから「誰も再選挙に立候補しない

年も明けて、副会長の立候補者が1人足りなくて再選挙になるという話を聞いて、大変だなあと他人事に思っていたある日のことだった。すでに無投票で会長に当選していた竹森さんから「誰も再選挙に立候補しない

ろうというところだったと思う。

副会長になってみて、いろいろやるべきことがあることに戸惑っているし、自分が弁護士会活動としては経験したことのない人権関係の会務を担当することになって、悪戦苦闘が続いている。

副会長になってみて、いろいろやるべきことがあることに戸惑っているし、自分が弁護士会活動としては経験したことのない人権関係の会務を担当することになって、悪戦苦闘が続いている。

## 肇、Fight！ 達成、Fight！

会員 水谷 里枝子 (49期)

今年の常議員会は侮れない。定数が5名増えた上に、初の派閥「新風会」が誕生した。更に、議長が私と同期の安藤肇(49期)であることも気にかかると、49期が合格した年は、記録的猛暑だった。論文試験のときに、受験生が熱中症で救急車で運ばれたりした(そのせいで翌年から試験場に

出した気力と体力と気性を兼ね備えた人物が、議長…？

みなさんご存じのとおり、議長とは、百出の議論を主観を交えず公平・冷静沉着にサクサクさば

いて議事進行させる、ちよつと「枯れた」感じのお仕事である。突出した気力・体力・気性の相性は(西瓜と天ぷらのように)あまりよろしくな

いのではないかと。いや、しかし、大丈夫なはずである。万が一(?!)のときには、副議長の金合達成(50期)が、体を張って安藤議長の「理性」を守るはず…。

「達成、Fight!」、そう(心の中で応援しつつ)思っていたが、驚いたことに、ごく最近になって彼も49期と同じ年に合格していたことが判明した。…と、いうことは

…そんなこんなで、波乱の予感がある本年度の常議員会、ちよつぱり楽しみみな気持ちの今日この頃です。

### 常議員会 のいま

もともと、49期が合格した年は、記録的猛暑だった。論文試験のときに、受験生が熱中症で救急車で運ばれたりした(そのせいで翌年から試験場に

出した気力と体力と気性を兼ね備えた人物が、議長…？

みなさんご存じのとおり、議長とは、百出の議論を主観を交えず公平・冷静沉着にサクサクさば

いて議事進行させる、ちよつと「枯れた」感じのお仕事である。突出した気力・体力・気性の相性は(西瓜と天ぷらのように)あまりよろしくな



# 水地前日弁連副会長 木村法制審議会委員 岩田司法研修所教官

## 慰労会 開催

6月1日午後6時30分  
からロイヤルパークホテル「鳳翔」の間において、  
水地啓子会員の日弁連副  
会長退任慰労会、木村良  
二会員の法制審議会委員  
就任激励会、岩田武司会  
員の司法研修所教官就任  
激励会が開催された。

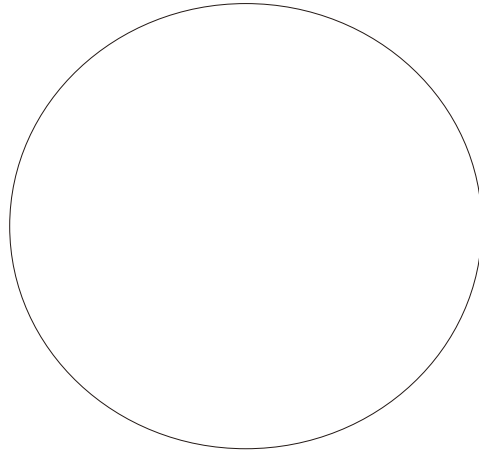
6月1日午後6時30分  
からロイヤルパークホテル「鳳翔」の間において、  
水地啓子会員の日弁連副  
会長退任慰労会、木村良  
二会員の法制審議会委員  
就任激励会、岩田武司会  
員の司法研修所教官就任  
激励会が開催された。

水地会員は、日弁連で  
の活動報告の機会につい  
て総会前に開催するよう  
手配をしてくれた小野毅  
前会長への感謝や、今後  
1年間囑託として日弁連  
に残り活動を継続する  
まず、竹森裕子会長か

が、それが終わったら当  
会に両足をいれて活動し  
ていくといった旨を述べ  
た。  
木村会員は、法制審議  
会とはどのような活動を  
するところなのかという  
ことや、委員に就任する  
ことになった経過や委員  
としての今後の抱負など  
について述べた。

岩田会員からは、理事  
者に続いて研修所教官に  
就任するとは思ってもよ  
らなかつたとの正直な感想  
とともに、既に始まって  
いる激励の一端について  
紹介があった。

その後、水地会員には  
岩田恭子会員から、木村  
会員には芳野直子会員か  
ら、岩田会員には左部明  
宏会員から、花束が贈呈



花束を受け取る  
水地会員、木村会員、岩田会員

され、記念写真の撮影が  
行われた。  
会にはきやかに進行し  
たところで、3名と縁の  
ある多くの会員が、司会  
者からその場で指名され  
るなどして登壇し挨拶を  
行った。

安藤肇会員の威勢のい  
い激励から始まり、井上  
嘉久会員からは、水地会  
員の修習生時代のエピソードから人柄まで水地会  
員に関する多岐にわたる  
話が紹介された。

予想外の花束贈呈の役  
から2回目に登場した左  
部会員からは、研修所教  
官の仕事の大変さなども  
に、その一方で何物にも  
代えがたい素晴らしい仕  
事であると岩田会員への  
激励の言葉が贈られた。  
会は大いに盛り上がり、  
至るところで笑い声  
があがったが、時間も迫  
り、佐藤正幸筆頭副会長  
から中締め挨拶がさ  
れ、盛況のうちに幕を閉  
めた。

恒例の将棋指導対局  
勝負の厳しさを  
教えられる

5月16日に、当会館  
で、恒例のプロ棋士によ  
る将棋指導対局(幹事:  
松延成雄会員)が開催さ  
れた。今年も、島朗9段、  
飯塚祐紀7段、実合由紀  
女流初段という豪華指導  
陣であり、14名(3名は  
他会所属)が指導を受け  
た。島9段はA級9期、  
初代竜王でタイトル戦登  
場6回、飯塚7段は全国  
注目のNHK杯で昨年ベ  
スト8まで勝ち上がり、  
室谷女流初段も各女流棋  
道、ふと自分の依頼者さ  
んに対する態度を反省さ  
せられる。

戦で大活躍されている。  
著者はまず、室谷女流  
初段と初手合い(角落)、  
ここで勢いを付けようと  
思ったが、中盤でとんで  
もないミスをして(昨日  
の深酒を悔やんだ)い  
きなり必敗形、懸命に挽  
回を試みるが、終盤にま  
たまたミスが出て、勝負  
の厳しさを教えられた。  
気を取り直して、飯塚  
7段との角落、飯塚7段  
には15年にわたりご指導  
をいただいております、優  
しく指導していただき、こ  
ちらは勝たせていただき  
たい。続いて、島9段との  
角落、しかし、時間が残  
り20分しかない、ぎりぎ  
りまでご指導いただき  
が、途中終了。

室谷女流はこの日絶好  
調、筆者だけではなく、  
対戦した全員が討ち取ら  
れてしまい、筆者は、上  
記結果ながら、この記事  
を書かせていただくこと  
となった。

と松延会員以外の参加  
員は、次のとおり。大木  
孝、齋藤尚之、小林秀俊、  
松下雄一郎、種村求、島  
田祥智、中山雅博、松本  
隆、石崎冬貴。  
(会員) 高柳 馨

# 私の赤い

会員 三木 恵美子

五十の手習いを始めた  
当時、私は家事調停官と  
して2期3年目に入って  
いた。毎週金曜日が執務  
日である。裁判所の仕事  
が終わった後に自分の法  
律事務所に行くのは、裁

判官と弁護士とのけじめを  
つけて仕事をするといい  
自分の目標にそぐわな  
い。金曜の夜に事務所  
に寄りた気持ちで断ち切  
るほど熱中できる、何か  
が欲しかった。そうした  
ところに、寿々光さん(須  
山園子当会会員)を通じ  
て、坂東寿京先生に紹介  
していただいた。

ところが、いったん自  
分のお稽古が始まると、  
自分の体が自分で操作で  
きないことに愕然とす  
る。踊りのお稽古は、先  
生がお手本を示してそれ  
について行く方法で行  
う。稽古場に鏡はないけ

れど、違う形にしかなく  
てないことに自分でも気  
がつく。  
先生はAQUOSの映  
像のように何十画面の  
きめこまかさで動いてお  
られるが、自分は鉄人28  
号という昔のプリキの  
おもちゃがギョギョとい  
っている状態である。

それでも、先生は、あ  
きらめることなく繰り返  
し教えて下さる。サーカ  
スで教えるのが一番難し  
いのは猫だそうだが、私  
に踊りを教えるより楽し  
いようにしたいと願っ  
ている。

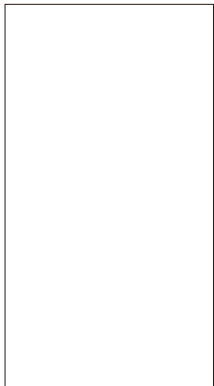
この日まで習ったのは  
「近江のお兼」、「幻お七」  
、「神楽娘」、「松竹梅」な  
どと、日舞で出てくる娘  
たちは、みな健気である。  
恥ずかしがりながらも、  
積極的で一生懸命といっ  
てもよい。

いつの日か、五線譜に  
書けない、メトロノーム  
で計れない音曲に乗っ  
て、自分がイメージして  
いるとおりの舞姿がで  
きようになりたいと願っ  
ている。

六鳳居での懇親会  
後列左から3人目でほろ酔い加減の筆者

先口、テニス再入門を  
謳うテレビ番組を見た。  
ラケットが進化してい  
て、現代テニスはグリッ  
プから違うそうなの。お  
やじバンドの練習で貸スタ  
ジオに行くこと、おしさん  
おばさんミュージシャン  
を意外に多く見かける。  
無理は避けつつ中高年  
を楽しもうと思つた。

# 日舞・MY LOVE



「清元 幻お七」  
可憐な 16歳

即入門を  
決めたの  
は、師匠  
がカッコ  
よかった  
から、で

入門を  
決めたの  
は、師匠  
がカッコ  
よかった  
から、で

入門を  
決めたの  
は、師匠  
がカッコ  
よかった  
から、で

入門を  
決めたの  
は、師匠  
がカッコ  
よかった  
から、で

入門を  
決めたの  
は、師匠  
がカッコ  
よかった  
から、で

入門を  
決めたの  
は、師匠  
がカッコ  
よかった  
から、で

入門を  
決めたの  
は、師匠  
がカッコ  
よかった  
から、で

入門を  
決めたの  
は、師匠  
がカッコ  
よかった  
から、で

デスク  
記者  
久保 義人  
須山 園子  
土居 久子  
青山 良治  
田鍋 智之  
久保田 辰  
飯島 麻樹  
中川 広夢

編集後記  
先口、テニス再入門を  
謳うテレビ番組を見た。  
ラケットが進化してい  
て、現代テニスはグリッ  
プから違うそうなの。お  
やじバンドの練習で貸スタ  
ジオに行くこと、おしさん  
おばさんミュージシャン  
を意外に多く見かける。  
無理は避けつつ中高年  
を楽しもうと思つた。

**横浜弁護士会 小田原法律相談センター**  
電話/0465-24-0017 予約受付時間/月～金 9:30～17:00

- ◆総合相談(30分以内・5,000円)  
月 9:50～11:50  
火・水・木 13:30～15:30  
金 9:50～11:50  
13:30～15:30
- ◆相続相談(30分以内・5,000円)  
第1・3火 9:50～11:50
- ◆多重債務相談(30分以内・無料)  
月 13:30～15:30  
木 9:50～11:50
- ◆離婚相談(30分以内・5,000円)  
第2・4・5火 9:50～11:50
- ◆交通事故相談(30分以内・無料)  
第1・3水 13:30～16:00